

生徒心得

高山工業高校生として誇りと自覚をもち、自主的、自律的な活動を通して人格の完成に努める。勉学に精励し、自己の生活を向上させると共に、集団の一員として以下の規律を守る。

1 礼儀

正しい礼儀を身につけて人からの尊敬に値する人格を形成し、将来立派な社会人としてすがしい生活が送れるよう、品性の涵養に努め、特に次のことを励行する。

- (1) 明るく真心のこもった挨拶を交わす。
- (2) 相手や場所に応じた、正しい言葉遣いや態度がとれるように心がける。
- (3) 人に迷惑をかける行為や、いじめは絶対にしない。

2 風紀・規律

勉学を第一とする学校生活も、社会生活の秩序と規律によって成り立つものである。利己的な言行を慎み、全体の秩序を重んじ、進んで健全な校風樹立のために努める。

- (1) 次の場合は所定の願い・届けを提出して指示を受ける
 - (ア) 遅刻・早退をする場合
 - (イ) 自転車で通学しようとする場合
 - (ウ) 交通事故に関係した場合
 - (エ) JR学割を利用しようとする場合
 - (オ) アルバイトをしようとする場合
 - (カ) 下宿をする場合
 - (キ) 金品を遺失した場合
 - (ク) 施設・設備を破損した場合
 - (ケ) 事情により服装規定以外の服装で通学する場合
 - (コ) 祭礼参加等によって出席認定の扱いを受けようとする場合
 - (サ) 自動車学校などへ通学しようとする場合
- (2) 人として許されない行為、高校生として望ましくない行為は行なわない。
 - (ア) 授業・行事などの忌避、妨害

- (イ) 試験などの不正行為
 - (ウ) 公共物の破損
 - (エ) 飲酒・喫煙・薬物など健康をそこなう行為
 - (オ) 暴力・脅迫・その他破廉恥な行為
 - (カ) 禁止された興行の観覧・遊戯場への出入り、その他法律で禁止された場所や高校生として望ましくない場所への出入り
 - (キ) 祭礼の呼び引き
 - (ク) 生徒間における物品の売買
 - (ケ) 他人のものの無断使用
 - (コ) 上記の他、高校生として望ましくない行為
- (3) 異性との交際はそれぞれの立場の理解を深めることに努め、相互の人格を尊重した明るいものにする。
- (4) 学校生活（学業・部活動等）に不要な物は持ち込まない。なお携帯電話・スマートフォンおよびミュージックプレーヤーについては、朝のＳＨＲ前に電源を切りカバンに入れ、放課後まで使用しないこととする。また、校内での使用は慎むこと。

3 交通安全

- 交通安全については積極的に取り組み、規則を遵守しなければならない。
- (1) 四ない運動を遵守する。
- ①免許を取らない（必要以上の免許を取らせない）
 - ②車を買わない（本人に車やオートバイを買って与えない）
 - ③車に乗らない（無免許運転をさせない）
 - ④車に乗せてもらわない（他人の車に同乗させない）
- (2) 乗用車（四輪）および二輪車（原付を含み）の運転免許証は校長への自動車等免許証取得願を提出するまでは取得できない。
- (3) 自転車に乗るときの心得
- (ア) 常に交通ルールを守り、安全に留意し無理や危険な運転をしない。
定期的な点検、整備及びヘルメット着用を強く推奨する
 - (イ) 次のことは道路交通法で禁じられている。
並列進行・二人乗り・傘差し運転・無灯火・イヤホン着用・スマホ操作
 - (ウ) ブレーキ、ペダル、ライト等の点検整備を怠らず、危険につながる改造をしない。

(エ) 自転車損害賠償保険等に加入すること。

*全国高等学校 PTA 連合会の保険では、学校管理外の自損事故は適用外。

(4) 自転車通学

下記に該当する生徒は、自転車通学申請書を提出すること。

- ・自宅から学校への自転車通学が可能な生徒
- ・高山駅から学校まで利用する生徒（駅周辺の駐輪場契約必要）

(ア) 前述（3）の心得を遵守する。

(イ) 点検整備で整備不良が見つかった場合、任意の自転車店等で整備を受け
学校で再点検を受ける。特にブレーキ、ライトは確実に動作すること。

(ウ) 通学自転車には所定の箇所にステッカーを貼る。

(エ) 通学自転車を変更する場合は、その都度再登録をする。

(オ) 校内では指定の駐輪場に置き、自転車から離れる時は必ず施錠をする。

(5) 交通事故発生時

(ア) 軽微な事故でもすぐに警察と学校に連絡する。（警察による処理がない
と保険適用しない場合がある）

(イ) 相手がある事故の場合は、怪我の処置や安全確保を最優先し、必ず相手
と連絡先の交換をする。

(ウ) 交通事故報告書を生徒支援部に提出する。

4 服装・身だしなみ

服装、頭髪などの身だしなみはその人の人格を反映するものである。いた
ずらに流行を追ったり、華美に流されたりすることなく常に高校生として品
位を保つこと。

(1) 制服について

－冬制服－

学校指定のブレザーとスラックスまたはスカート。

学校指定の刺繡が所定箇所に入った白色のカッターシャツまたはブラウス。

学校指定のネクタイまたはリボンを着用。

ブレザー内側に着用できる防寒衣は学校指定のセーターのみとする。

－夏制服－

ブレザーとネクタイ・リボンを非着用とし、カッターシャツ、ブラウスは長
袖でも半袖でも可とする。

—その他—

<ベ ル ト>黒または茶色系統の柄なしのもの。材質やバックルについてスマックスにふさわしいものとする。

<靴 下>華美でないもの。ストッキングやタイツも同様。

<通学用靴>運動靴または革靴。

<通学バッグ>機能を重視し、通学バッグとしてふさわしいもの色・型・材質については指定しない。

<上 履き>学年指定のサンダル。(盜難防止のため、必ず記名する)

<防 寒 着>特に指定はないが、制服にふさわしいハーフコート等が好ましい。必ずブレザーの上から着用する。

<帽 子>防寒用限定として認める。

<防 寒 靴>スノーブーツ、スノーシューズ、長靴等。

<手 袋>華美でないもの。

*盜難防止のため、すべての持ち物に記名する。

(2) やむを得ず正規の服装ができない時は異装届を提出すること。

(3) 衣替え

5月1日～10月31日は天候に合わせて夏服と冬服を選択できることとし、ブレザーを着用する際はネクタイ・リボンを着用すること。なお、上記以外の期間は冬服とする。

(4) 頭髪等について

「いつでも面接試験を受けることができる姿」

<男女共通>

・頭髪は常に高校生として品位と清潔さを保つ。

・パーマ・カール・染色・脱色等、人工的に手を加えない。

・長髪・短髪を問わず奇抜な髪型にしない。

・髪の長さによって授業等で支障がでる場合は、先生の指示に応じて束ねること。

(5) ピアス・指輪・ネックレス等の装飾品の着用は禁止するとともに、ピアス穴をあけることを禁止する。

5 アルバイト

本校ではアルバイトは奨励しないが、生徒が希望し、保護者がその全責任を負うことを承認したときは、担任、学科長、部顧問と相談の上、アルバイト届を提出しアルバイト者証の交付を受けることとする。

<チェック項目>

- (1) 学校生活に問題や支障がないこと。(遅刻や欠席がなく、学習態度・生活態度が良好である)
- (2) 学業成績不振（評定1がある）でないこと。
- (3) 生徒心得や労働基準法等を遵守し、安全が確保できること。
- (4) 学校休業日（土曜日、日曜日、祝祭日、春・夏・冬の長期休業）のみとする。長期休業中は、その日数の半分を目指とする。また、3学期自宅学習期間は春休みに準ずる。定期考査期間中（考査1週間前から）は就業禁止とする。
- (5) 就業時間は遅くとも午後9時までとする。
- (6) 雇用者との関係等、アルバイトに関することは保護者の責任とする。
- (7) 禁止するアルバイト内容
 - (ア) 宿泊を伴うもの
 - (イ) 危険を伴うもの
 - (ウ) 二輪車・四輪車を使って行うもの
 - (エ) その他学校が不適当と判断するもの
- (8) 原則として、1年生は1学期中のアルバイトは行わない。
- (9) 新聞配達等の就業日は例外とするが、必ず届け出ること。
- (10) 届け出後に、チェック項目において学校生活に支障が起こる場合は、アルバイトを控え、学校生活を優先すること。

<手続き>

- (1) 担任、学科主任、部顧問と相談し、学校生活に支障がない事を確認。
- (2) アルバイト届を提出する。（内容に問題がないか確認）
- (3) アルバイト者証の発行を受ける。
- (4) 無届けでのアルバイトや規定違反が発覚した場合は、内容により、保護者同席で面談を行う。

6 携帯電話・スマートフォン

携帯電話等の情報機器の使用においては、その使用目的を明確にし、正しい情報モラルを身につけ、自身および他人の生活に悪い影響を及ぼさないようにすること。

なお、校内においては、朝のS H R 前に携帯電話の電源を切りカバンに入れ、放課後まで取り出さないこと。また、放課後であっても校内での使用は慎むこと。

7 選挙運動・政治的活動

学校内において、選挙運動・政治的活動は行ってはならない。また、学校外であっても、学校の教育活動の場においては、同様に選挙運動・政治的活動を行ってはならない。

8 その他

常に自分で健康を管理し、積極的に健全な身体を鍛錬し、さわやかな学校環境づくりを心がける。

- (1) 暴飲・暴食・睡眠不足等の不摂生を慎み、規則正しい生活を身に付ける。回し飲みや回し食べはしない。清潔なハンカチ等を、常に持つ。
- (2) 校内で身体に異常が起きた場合は、すみやかに保健室等へ届け出て、手当てを受ける。
- (3) 校内および登下校中に不慮の災害に遭った場合は、直ちに担任へ届ける。
- (4) 身体や衣服の清潔を保ち、公衆衛生や感染症予防に努める。
- (5) 生徒心得の見直し案については、生徒会執行部が生徒の意見を集約・検討し、生徒議会にて承認を受けた後、校長に申し出ができる。案は、職員会議及び学校運営協議会で議論し、校長が決定する。

(附 則)

この規程は平成18年 4月 1日 一部改定

平成20年 4月 1日 一部改定

令和 2年 1月 1日 一部改定

令和 5年 4月 1日 一部改定

令和 6年 4月 1日 一部改定

令和 7年 4月 1日 一部改定